

JForest

森林組合だより

令和7年9月1日

発行

第 155 号



親失国有林 下刈作業の様子

本荘由利森林組合

由利本荘市水林381

TEL 0184-24-4141(代) FAX 0184-24-4143

HP <http://www.honmori.com/> メール honmori@trad.ocn.ne.jp

令和7年度

連絡員会議を開催しました

7月16日（水）、由利本荘市市民交流学習センターを会場に令和7年度連絡員会議を開催いたしました。今年度は連絡員63名、役員18名のほか、来賓として秋田県由利地域振興局森づくり推進課佐藤課長、並びに林業振興チーム畠山リーダー、由利本荘市農山漁村振興課小関参事兼課長補佐兼森林整備班長、にかほ市農林水産課柴田課長のご出席をいただきました。

会議は小松組合長の挨拶に始まり、日頃のご労苦とご協力に対してお礼を申し上げるとともに、今後とも引き続き組合員との重要な連絡役を務めてくださるようお願いいたしました。

また組合からは次の事項についてご報告いたしました。

1. 指導・総務事業関係

- ・令和7年度指導事業の年間計画
- ・賦課金の納入について
- ・組合員の異動届出について

2. 林産販売事業関係

- ・西目センター共販市況
- ・木材価格の推移

3. 製材・バイオマス事業関係

- ・令和6年度西目製材所稼働状況
- ・令和6年度バイオマス稼働状況及び円柱加工品取扱量

4. 造林事業関係

- ・造林補助制度について



会議では連絡員の皆様から多数のご意見・ご質問がありましたので、その一部をご紹介します。

【仁賀保地区 田仲氏】

Q バイオマスチップの生産量と売上が一致しないような気がするがなぜなのか。

A 販売先によって売価が異なる場合や水分率によってインセンティブ（1トン当り数百円）がついていることもあり、必ずしも生産量と売上は一致しません。

Q 大径木を育てているが、どれくらい太さが販売に有利なのか。質次第ですが、64cm以上になると普通の製材所では加工できなくなるので、ただ太いだけでは売り先を見つけるのは難しい。

【本荘地区 田口氏】

Q しばらく組合員に対する出資配当が実施されていないが、なにか基準みたいなものはないのか。

A 理事会でも出資配当するべきだという意見は出ています。しかし、当組合事務所も老朽化が進み、建て替えるとなるとまだまだ内部留保が足りないため、出資配当はしばらく見送らせていただきたい。

【由利地区 木内氏】

Q 昨年の豪雨災害で山林も大きな被害を受けた。被害対象の調査等の予定はあるのか。

【県からの回答】

A 被害のあった山林については災害査定を受けて採択されていますので、人家や農地が近いところから優先して整備を進めています。

Q 民有地や共有地の調査は個人で行うべきものなのか。

【県からの回答】

A 保安林だったり、道路が通っていたりすれば県の管轄となります。

再造林推進大会で 当組合職員が大会宣言！

7月18日（金）、秋田市のAN Aクラウンプラザホテルにて開催された再造林推進大会に当組合職員が出席し、大会宣言を行いました。

大会では再造林の重要性を広く共有する場として、「未来へつなぐ再造林基金」に協賛する民間企業の紹介が行われたほか、秋田県森林資源造成課より、現在の再造林推進状況について報告がありました。

続いて、林野庁森林整備部整備課造林間伐対策室長天田慎一氏による「再造林の推進方向と秋田県の森林・林業への期待」と題した記念講演が行われ、再造林の持続的な取り組みの必要性和将来への展望について、貴重なお話をいただきました。

そして最後に、当組合林産販売課本間透子主任が登壇し、大会宣言を行いました。県民一人ひとりが再造林の意義を再認識し、秋田県全体で力を合わせて再造林に取り組んでいく姿勢を新たにすることができたのではないのでしょうか。



【大会宣言】

先人たちの努力により、戦後造成された本県の人工林は、全国屈指の資源量を誇る豊かな森林となり、今、本格的な利用期を迎えています。

秋田に暮らす私たちにとって、生活のすぐ近くにあり密接にかかわってきた森林は、これからも暮らしを支える財産です。

将来にわたりこの森林をつないでいくためには、長い年月をかけて「伐って・使って・植えて・育てる」の循環利用を進めていかなければいけません。

今、私たちが植える木が、この先の秋田県の森林の礎（いしずえ）となることを念頭に、関係者一丸となって再造林の拡大に取り組んでいくことを、宣言します。

本荘由利森林組合林業研究会第28回通常総会及び視察研修会

7月29～30日、総会及び視察研修会を開催し、7名の会員にご参加いただきました。研修内容は次の通りです。

☆佐々木昭孝氏山林（大仙市土川）… 理想の森林経営について

☆国指定史跡「払田柵跡」（大仙市払田）… 当時の林産資源の利用状況について

1日目は大仙市で指導林家を務め、県内林業関係団体の役員や委員を歴任している佐々木昭孝（しょうこう）氏の山林にお邪魔いたしました。

佐々木氏と当会の会員は同じ林業家ということもあり、長年にわたり交流を重ねておりましたので、昔話に花を咲かせつつ近年の森林の在り方などについて活発に意見が交わされていました。

佐々木氏からは「山づくりにおいて最も重要なのは道」、「所有者の理想や目的を正しく理解しないままの施業の危うさ」それぞれについてご指摘をいただきました。

2日目は国指定史跡「払田柵跡（ほったのさくあと）」を訪れ、案内人の方に柵が作られた目的や現在の調査状況などについてお話を伺いました。

払田柵は平安時代初期に蝦夷討伐の拠点として整備された施設で、調査の結果、使用された木材は西暦801年頃に伐採されたものと特定されており、約2万本もの木材が用いられたと推定されています。しかしながら、当時の古文書には払田柵に関する記述が見られず、その詳細は未だ謎に包まれていて、今後の研究・調査によってさらなる解明が期待されています。

今回の視察を通じて、地域に根ざした林業の実践と、そこに息づく歴史の重みの両方に触れることができ、今後の活動に活かす貴重な機会となりました。



第31回造林コンクールを開催いたしますので、多数の応募をお待ちしております。
開催要領は下記のとおりです。

第31回 本荘由利森林組合造林コンクール開催要領

1. 趣 旨

この造林コンクールは、健全な活力ある優良林分を造成し、良質材生産を志向した保育作業の合理化と技術の向上を図り、由利地方民有林の森林整備事業の推進と実績を高めるために開催し、合わせて所得向上に貢献することを目的とする。

2. 名 称 本荘由利森林組合造林コンクール

3. 主 催 本荘由利森林組合

4. 実施期間 申込：令和7年9月1日～令和7年10月1日
審査：令和7年11月4日～令和7年11月26日

5. 実施方法

① 参加資格

本荘由利森林組合組合員とする。(旧由利地方森林組合及び本荘由利森林組合主催の造林コンクールで入賞した林分は同一部門での申し込みはできません。)

② 参加林分の基準

※令和6年～令和7年度中に施業を実施した林分に限る。

A 人工林

- (イ) 樹 種……スギ他
- (ロ) 面 積……0.10ha以上
- (ハ) 林 齢……7年生以上

B 育成天然林

- (イ) 樹 種……広葉樹
- (ロ) 面 積……0.10ha以上
- (ハ) 林 齢……25年生以上

③ 参加部門

- 幼齢林の部……7年生～9年生
- 枝打ちの部……11年生～30年生
- 保育間伐の部……21年生以上
- 収穫間伐の部……21年生以上
- 育成天然林の部……25年生以上

④ 参加申込

各支所に備え付けの参加申込用紙に記入の上、各支所経由で申込むものとする。

⑤ 審査方法

審査委員長は、由利地域振興局農林部森づくり推進課長に依頼し、森づくり推進課員及び森林組合職員をもって審査するものとする。

⑥ 審査基準 別に定める。

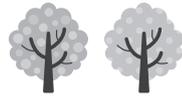
⑦ 表 彰

組合長は、審査委員長からの審査結果に基づき入賞者を決定し、次により表彰するものとする。

- ・最優秀賞 (由利地域振興局長賞)
- ・優秀賞 (由利森林管理署長賞)
- ・優良賞 (県森連会長賞)
- ・入賞 (森林組合長賞)
- ・奨励賞 (森林組合長賞)



情報コーナー



スギの地域品種

- ・日本で発見された最古のスギの化石は、約600万年前頃の地層から見つかったミヤタスギ（湯沢市高松地内）です。
- ・現在のスギは、約180万年前の水河期の気候変動を経て、目立った形態変化もなく、正しく「生きた化石」として日本列島に生き延びている日本固有種なのです。

- スギの学名は、クリプトメリアヤポニカと言い、「隠された日本の財産」という意味のラテン語です。
- お気づきでしょうか？秋田県森林学習交流館の名称クリプトンはその学名に由来しています。名付け親は県職員です。
- ヒマラヤスギ、レバノンスギなどのようにスギの名を持つ木がありますが、いずれもマツ科でスギとは縁が遠いものです。

約2500年前の地層から発見されたスギ（にかほ市冬師・釜ヶ台地区）→



- 現在、日本各地に数多く群生しているスギは、室町時代から植林されてきた歴史がある人工林が殆どですが、厳しい自然環境の中で自生し、長い歳月をかけて育ってきた天然生林も少なくありません。これを「地域品種」と言います。
- 青森県の「アジガサスギ」から鹿児島県の「ヤクスギ」まで24品種あると言われています。秋田県には3種類の地域品種があります。

▶ アキタスギ



- 米代川、雄物川流域を中心とした森林地帯に生立します。木曽ヒノキ、青森ヒバとともに日本三大美林のひとつで、樹齢は200～300年程度。
- 優れた材質を持ち、天井板や建具をはじめとする高級建築材として利用されてきました。
- 神社、仏閣の造作材としての利用の他、曲げわっぱや秋田杉桶樽などの工芸品も有名です。

明治時代、イギリスの婦人旅行家 イザベラ・バードが絶賛した大館市・矢立時のアキタスギ→



▶ トウドウスギ

- 森吉山麓の標高800～950mの豪雪高山地帯に生立する耐寒耐雪性品種として知られています。名称は、群生する桃洞溪谷（北秋田市）の地名からつけられたものです。
- 伐採の形跡のない原生林で、1975年（昭和50年）に国の天然記念物に指定されました。

名称の由来となった桃洞溪谷（桃洞の滝～女滝）→



▶ チョウカймラスギ



- 矢島町木境国有林にある桑ノ木台湿原近くの標高650m付近に生立します。
- 多くは地上3～4mで樹幹が分岐した特異な形をしています。積雪量が関係していると考えられています。1973年（昭和48年）に県の天然記念物に指定されました。
- 1991年（平成3年）の台風19号被害によって大径木の大部分がなぎ倒れてしまいました。下枝が地面につき発根して独立の林木に生長しています。これを伏条更新といいます→



木材市況情報 (令和7年)

単位：円、上段（石当り価格）
下段 m 当り 価格

			7月2日			8月4日		
樹種	材長 m	径級 cm	本荘由利木材流通センター			本荘由利木材流通センター		
			高値	安値	平均価格	高値	安値	平均価格
スギ	3.65	14下						
		16~22	(4, 167) 15, 003	(4, 167) 15, 003	(4, 167) 15, 003	(4, 222) 15, 201	(4, 222) 15, 201	(4, 222) 15, 201
		24~34	(4, 168) 15, 007	(4, 168) 15, 006	(4, 168) 15, 007	(4, 258) 15, 330	(4, 222) 15, 202	(4, 240) 15, 265
出材量・販売量・販売率			269m ³ (968石)・269m ³ (968石)・100%			245m ³ (882石)・245m ³ (882石)・100%		

7月: 出品量が大幅に減少したが、量産工場が全量落札した。価格も16~22cm、24~34cmで15,000円/m³、劣材が11,600円/m³と横ばいながら高値が続いている。

8月: 出品量は減少したが、常連組の参加で全量落札となった。価格も16~22cm、24~34cmで15,200円/m³、劣材の高値で12,780円/m³と強含みとなっている。

～ 各種届け出のお願い ～



相続等による名義変更をされていない方は速やかにお手続きをお願いいたします。特に自己都合による脱退については、今年度脱退の締切が**令和8年1月末**となっておりますのでご注意ください。ご不明な点がございましたらご遠慮なくお問い合わせください。

● 賦課金納入

令和7年度分の賦課金について、未納の方は速やかにご入金ください。納入方法、納入先、また納入有無の確認等、ご不明の点がありましたらご連絡ください。

● 相続届

相続開始後90日以内にご提出ください。郵便物が亡くなった方の名前で届いてしまうほか、補助申請や選挙などに支障をきたす場合がございます。速やかにお手続きをお願いいたします。

● 法人、団体、代表者名の変更

法人、団体、地域等、団体名で加入されている組合員様で、「団体名の変更」又は「代表者名の変更」がございましたら届け出をしていただく必要がありますのでお問い合わせください。

● 住所及び所有山林面積の変更届等

組合からの郵送物が届かない、電話連絡が取れない方がいらっしゃいます。引っ越し等で住所や連絡先に変更がありましたら、お早めにご連絡ください。また、所有山林面積に変更がある場合、来年度の賦課金額に変更が生じるため、こちらもお早めにお手続きをお願いいたします。

● 脱退届

自己都合で組合から脱退をご希望される方は、今年度内の脱退届の提出締切は**令和8年1月末**までとなっております。締切日以降の提出となった場合は翌年度での脱退となり、令和8年度の賦課金の請求対象となってしまうため、年度内の脱退をご希望の方は速やかにお手続きをお願いいたします。所有山林をすべて売却した等の理由で組合員資格を喪失した場合の脱退については、令和8年3月末までにお手続きいただければ今年度内の脱退となります。

なお、対象の組合員が既に亡くなっている等の理由で不在の場合や法的に相続放棄をしている等で相続人がいない場合は当組合へお問い合わせください。